



対=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) 日=日時・日程 場=会場 日=当日直接会場へ 講=講師
費=費用(特記ない場合、無料) 備=ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子～未就学児が対象)
申=申込方法(特記ない場合、発行日時点で申込可) 問=問合せ先
区HPQ 0000=区のホームページの検索メニュー ページIDから探す へ番号入力でページを表示



12月28日～1月5日はくみん窓口等が臨時閉庁します

●臨時閉庁となる対象窓口及び休止サービス

- くみん窓口(区民担当・戸籍担当)、出張所
- キャロットタワー及び烏山区民センターの証明書発行窓口
- マイナンバーカードセンター
- 証明書コンビニ交付
- マイナンバーカード専用証明書自動交付機

※住民記録、税務、介護保険、就学の各システムの更新作業のため。

期間／12月28日(出)～1月5日(日)

※システムの更新に伴い、区から交付する証明書・通知書等(例：住民票の写し)の様式等が変わります。詳しくは、**区HPQ 20710**をご覧ください。

問臨時閉庁、住民記録システムの更新=住民記録・戸籍課☎5432-2236 FAX5432-3077、税証明書に関すること=納税課☎5432-2197 FAX5432-3012、介護保険システムの更新=介護保険課☎5432-2471 FAX5432-3059、就学システムの更新=学務課☎5432-2683 FAX5432-3067、マイナンバーカードセンターの臨時閉庁=区マイナンバー制度コールセンター☎03-3570-5031 FAX044-555-4880



マイナンバーカードの特急発行の受付が12月2日から始まります

特急発行とは、最短1週間程度(システムメンテナンス日や年末年始を除く)でマイナンバーカードを交付する仕組みです。

●対象となる方の例

- 新生児(1歳未満)
- 国外からの転入者
- カードを紛失した方
- カードの追記欄が満欄となった方 等

場マイナンバーカードセンター(三軒茶屋1-41-10)

備混雑状況等により、1週間以内での交付ができない場合もありますのでご了承ください。

担当=マイナンバー担当課

問区マイナンバー制度コールセンター

☎03-3570-5031 FAX044-555-4880(午前8時～午後6時 ※祝・休日、12月29～1月3日を除く。) **区HPQ 20908**

世田谷みやげ®

①「世田谷みやげ2025」を発表しました

新規指定13点を加えた計118点を「世田谷みやげ」として選定しました。「世田谷みやげ」の歩みが分かる特集ページや、世田谷みやげアンバサダーに就任した山田五郎さんが出演された委嘱状交付式の様子を掲載しています。区と縁組協定を締結している川場村や、その他交流自治体の特産品、過去の世田谷みやげ指定商品等も紹介しています。

冊子配布場所／観光案内所「SANCHA³(サンチャキューブ)」、区政情報センター、図書館、まちづくりセンター等

※いずれも12月下旬から配布開始。

ホームページ(後記二次元コード)からもご覧になれます▶



②#世田谷みやげキャンペーン

冊子「世田谷みやげ」は2025年で発行から20年目を迎えます。20周年記念キャンペーンとして、世田谷みやげの魅力や思い、エピソード等を募集します。いただいたエピソード等の一部を、2025年1月発行の『世田谷ライフ』に綴じこまれる記念冊子へ掲載します。

応募期限／12月15日

応募方法

①Xから

「#世田谷みやげキャンペーン」と#(ハッシュタグ)をつけて投稿

②Googleフォームから

※いただいた内容は、世田谷まちなか観光(@setagayakanko)のXへ掲載します。

②Googleフォーム▶



備応募者の中から抽選で、せたがやPayポイントをプレゼント。



共通事項 **問**(公財)世田谷区産業振興公社 ☎3411-6715 FAX3412-2340

詳しくは、観光情報サイト「エンジョイ! SETAGAYA」のホームページへ▶

12月1～7日はTOKYO交通安全キャンペーン期間です

例年、年末になると重大な交通事故が多く発生する傾向があります。歩行者も車両も、交通ルールを守り、交通事故を防ぎましょう。

●歩行者に配慮した安全運転を

交通死亡事故の多くに自動車に関わっており、中でも歩行者との事故が多く発生しています。特に夕暮れ時や夜間は歩行者の交通事故が多発します。日没時間も早まるため、車両は早めのライト点灯を心掛けましょう。

●自転車・電動キックボードも交通ルールを守りましょう

区内の交通事故のうち、約半数の事故に自転車関係しています。自転車は、道路交通法上は軽車両です。車道の左側通行、信号や交差点での一時停止等の交通ルールを守りましょう。また、電動キックボードも車両の一種です。道路交通法を守り、安全に利用してください。

●二輪車のスピード出しすぎに注意

スピードの出しすぎは事故のもとです。特に交差点では歩行者や車両の右左折に注意して、安全運転を心掛けましょう。

●歩行者も交通ルールを守って事故を防止

道路横断の際は、横断歩道を通行する、信号機があるところでは信号に従う等、交通ルールを守り、安全確認を行いましょう。

●違法駐車はやめましょう

短時間の駐車でも、きちんと駐車場を利用しましょう。



11月1日から、自転車「ながらスマホ」「酒気帯び運転」の罰則が強化・新設されました

道路交通法の改正により、自転車運転中にスマートフォン等を手に持って通話することや画面を注視することが禁止され、罰則が強化されました。

また、飲酒しての自転車運転は、酩酊状態でなくても罰則の対象となるほか、運転した本人だけでなく、酒気帯び運転をするおそれがある者に対して酒類や自転車を提供する等、酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が科されます。

●**いずれも重大な交通事故につながる、非常に危険な行為です。絶対にやめましょう。**

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996